

2 0 2 6 年 度

香川県保育学生修学支援事業のてびき

【申請者用（高校生事前募集）】

令和 8 年 8 月

香川県社会福祉協議会

目 次

◆ 1 制度概要	1
◆ 2 申請要領	4
◆ 3 選考方法	6
◆ 4 貸付の手続き	7
◆ 5 修学資金の返還免除	9
◆ 6 修学資金の返還	10

規程集（※本文中の以下の規程について同じ）

- 香川県保育学生修学支援事業運営要領（本文中では「運営要領」といいます。）
- 保育士修学資金の貸付け等について（令和5年6月7日こ成基第18号こども家庭庁成育局長通知 抜粋）
- 保育士修学資金貸付等制度の運営について（令和5年6月7日こ成基第19号こども家庭庁成育局長通知 抜粋）

※当該てびきは「高校生事前募集用」です。

◆1 制度概要

この事業では、保育士を目指す優秀な学生であって、かつ、家庭の経済的な理由により修学が困難な学生（独立行政法人日本学生支援機構が実施する第二種奨学金の対象者と同程度の経済的理由により修学が困難な学生）に対して修学資金の貸付を行います。

なお、この事業は、国の「保育士修学資金の貸付け等について」及び「保育士修学資金貸付等制度の運営について」並びに「香川県保育学生修学支援事業実施要綱」及び「香川県保育学生修学支援事業運営要領」に基づき、国と県の補助金により実施されています。

I 貸付対象

貸付の対象となるのは、次の①から④の要件を満たす学生です。

① 保育士養成施設の学生（保育士養成施設に進学予定の高校生）

- ・現在、香川県内の高校に在学中で、次年度に県知事の指定する保育士を養成する香川県内の学校その他の施設のうち専修学校（一般課程）及び各種学校を除く施設（以下「養成施設」といいます。）に進学予定の方（事前募集による貸付内定）
- ・なお、貸付は香川県内の養成施設に入学後、在学時に行います。

② 申し込み時点で香川県に住民登録をしている方

③ 高校卒業年度の前年度の学業成績の評定平均値が 3.5 以上であること。

※学業成績の評定平均値が 3.5 未満の場合でも、学業成績以外の部分において優秀である等、学校長が推薦する場合は申請可能とする。

④ 生計維持者の貸与額算定基準額が 381,500 円以下であること。

※独立行政法人日本学生支援機構法に規定する第二種学資貸与金における家計基準に準拠します。

※生計維持者とは、申込者本人の学費や生活費を負担する人を指し、原則として父母がこれに当たります。

- ・貸与額算定基準額は次の計算式により算出します。（100 円未満は切り捨て）。

$\text{貸与額算定基準額(a)} = (\text{課税標準額}) \times 6\% - (\text{市町村民税調整控除額}) (b) - (\text{多子控除}) (c) - (\text{ひとり親控除}) (d) - (\text{私立自宅外控除}) (e) \quad (100 \text{ 円未満は切り捨て})$
--

- (a) 市町村民税所得割が非課税の人は、この計算式にかかわらず、貸与額算定基準額が 0 円となります。（以下の例外を除く）。

- ・ふるさと納税等による寄附金控除、住宅ローン控除等の臨時的な減税処置等に基づく税額控除や、市町村民税の減免は、貸与額算定基準額に影響しません。これらの適用により所得割が非課税となっても、貸与額算定基準額は 0 円にならない場合があります。

- (b) 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（市町村民税調整控除額）に 3/4 を乗じた額となります。

- (c) 生計維持者が2人を超える子どもを扶養している場合、2人を超える子ども1人につき40,000円を控除します。扶養している子どもの人数は住民税情報又は申込時の申告人数のうち、小さい人数を適用します。

(例) 生計維持者が「申込者」と「中学生の弟」、「小学生の妹」の3人を扶養している場合の控除額は、 $(3-2) \text{人} \times 40,000 \text{円} = 40,000 \text{円}$ となります。

- (d) ひとり親世帯に該当する場合に40,000円を控除します。
- (e) 在学採用の審査において、申請者が私立の大学・短期大学・専門課程を置く専修学校・高等専門学校に在籍し自宅外通学の場合に22,000円を控除します。進学の事前募集の審査においては適用されないため、一律0円となります。

【参考】収入・所得の上限額の目安

世帯人数	想定する世帯構成	(○)が給与所得者の世帯 (年間の収入金額)	(○)が給与所得者以外の世帯 (年間の所得金額)
2人世帯	本人、親(○)	1, 166万円	893万円
3人世帯	本人、親A(○)、 親B(無収入)	1, 113万円	879万円
4人世帯	本人、親A(○)、 親B(○※1)、中学生	1, 250万円	892万円
5人世帯	本人、親A(○)、 親B(○※1)、中学生、小学生	1, 334万円	958万円

※1 親Bは、例として、給与所得の場合(左表)は収入300万円、給与所得以外の場合(右表)は所得200万円としています

※2 表中の数字はあくまで目安です。収入基準は収入・所得に基づく課税標準額等により設定されているため、世帯構成、障がい者の有無、各種保険料の支払い状況等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や、下回っていても対象とならない場合があります。

※3 日本学生支援機構「進学資金シミュレーター」で、貸与額算定基準額のおおよその確認ができます。

URL: <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/document/shogakukin-simulator.html>

Ⅱ 貸付金の額

- ・ 基本 : 50,000 円以内／月（最高 24 か月分、計 1,200,000 円以内、ただし貸付決定を受ける年度が最終学年の者は、最高 12 か月分、計 600,000 円以内）。高等教育の修学支援新制度における授業料等減免の対象となる方は、月額 50,000 円を上限に授業料の自己負担額の範囲において貸付を行います。
- ・ 入学準備金 : 200,000 円（貸付の初回のみ）（ただし、当該養成施設に入学した日の属する月の初日から 1 年（当該養成施設の正規の修学期間が 4 年の場合にあっては、2 年）を経過する日までの間に初回の貸付を受ける場合に加算することができます。）。高等教育の修学支援新制度における授業料等減免の対象となる方は、200,000 円を上限に入学金の自己負担額の範囲において貸付を行います。
- ・ 就職準備金 : 200,000 円（貸付の最終回のみ）（※就職準備金のみでの貸付も可能（最終学年の開始時に限る））

合計 1,600,000 円以内 ※利子については、無利子とします。

その他、生活保護受給世帯の方などに、生活費の一部を加算（生活費加算）して貸し付ける制度もあります。高等教育の修学支援新制度における給付型奨学金を受給される方は、併願は可能ですが、併用して生活費加算を受給することはできません。原則として、給付型奨学金が優先となります。

※生活費加算を希望される場合は、申請者の居住地と年齢によって額が異なりますので、養成施設の担当者にご照会ください。ただし、生活費加算のみを貸し付けることはできません。

<参考>生活費加算の基準額（第 3 の 3(4)、第 8 の 3(3)関係）

（単位：円）

年齢	級 地 区 分					
	1 級地-1	1 級地-2	2 級地-1	2 級地-2	3 級地-1	3 級地-2
19 歳以下	46,930	45,520	43,640	41,760	41,290	38,950
20～40	46,930	45,520	43,640	41,760	41,290	38,950
41～64	46,930	45,520	43,640	41,760	41,290	38,950
65～69	46,460	45,060	43,200	41,350	40,880	38,560
70～74	46,460	45,060	43,200	41,350	40,880	38,560
75 歳以上	39,890	38,690	37,100	35,500	35,100	33,110

※ 級地区分の適用地域については、「生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）」に準ずる。

Ⅲ 貸付期間

修学資金の貸付期間は、原則として、貸付内定日の属する年度の次年度（養成施設に入学後）4 月から 2 年間で。

※ただし、正規の修学期間が 2 年間を超える養成施設に在学している場合は、Ⅱの修学資金の額のうち基本分の 2 年間（最高 24 か月分）に相当する金額(1,200,000 円)の範囲内であれば、正規の修学期間を貸付期間とすることができます。

◆2 申請要領

貸付を希望する方は、必要書類をご準備のうえ、在学する高校に申請を行ってください。
この制度は、貸付制度ですので、返還していただく場合もあります。
ご利用にあたっては、返還義務を十分理解したうえで申請するようにしてください。

I 申請資格

修学資金の申請が可能な高校生は、次の①から④の要件を満たす学生です。

- ① 香川県内の高校に在学中で、次年度に香川県内の養成施設に進学予定の方
- ② 申込み時点で香川県に住民登録をしている方
- ③ 高校卒業年度の前年度の学業成績の評定平均値が 3.5 以上であること。
※学業成績の評定平均値が 3.5 未満の場合でも、学業成績以外の部分において優秀である等、
学校長が推薦する場合は申請可能とする。
- ④ 生計維持者の貸与額算定基準額が 381,500 円以下であること。
※世帯の収入基準は、「1 制度概要」の「I 貸付対象の④」をご覧ください。

II 申請書の提出等

修学資金の貸付を受けようとする方は、「保育士修学資金貸付申請書」（運営要領の様式第 1 号）
に次に掲げる書類を添えて、在学する高校に提出してください。

- (1) 世帯に関する届出書（運営要領 様式第 1 号の 2）
- (2) 誓約書（運営要領 様式第 2 号）
- (3) 高校の推薦書（運営要領 様式第 3 号）※高校が作成
- (4) レポート（200 字以上 400 字以下、様式は任意）（※ 1）
- (5) 住民票（申請者及び申請者と生計を一にする世帯員の住民票（謄本）と連帯保証人（住民票抄本））（※ 2）
- (6) 世帯の収入を証明する書類（市区町村が発行する所得課税証明書等）（※ 3）
- (7) 世帯の扶養状況が確認できる書類（源泉徴収票の写しまたは確定申告書の写し）（※ 4）
- (8) 貸付申請者の家庭が、生活保護受給世帯又は生活保護受給世帯に準ずる経済状況である場合、
そのことを証明する次のいずれかの書類（該当する場合のみ）（※ 5）
 - ① 福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書
 - ② 地方税法第 295 条第 1 項に基づく市町村民税が非課税であることを証明する書類
 - ③ 地方税法第 323 条に基づく市町村民税の減免があることを証明する書類
 - ④ 国民年金法第 89 条又は第 90 条に基づく国民年金の掛金が減免されることを証明する書類
 - ⑤ 国民健康保険法第 77 条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予があることを証明する書類
- (9) 高校が作成する貸付申請者の評価書類（調査書、内申書等）
- (10) その他会長が必要と認める書類（該当する場合のみ）※個別に対応します。

(注意事項)

※1) レポートについて

【内容】保育士になりたい理由、香川県内の保育所で働きたい理由など、修学資金の貸付を希望する動機について作成してください。

【書式】書式は問いません。200字以上400字以内で書いてください。

※2) 連帯保証人について

- ・独立の生計を営む成年者（扶養されていない成年のこと。）の連帯保証人を2名立てる必要があります。
- ・そのうち、1名は香川県に居住する方でなければなりません。
- ・修学資金の貸付を受けようとする方が未成年の場合は、連帯保証人のうちの1名は貸付を受けようとする方の法定代理人（親権者）でなければなりません。
ただし、貸付を受けようとする方が、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は自立支援ホームに入所しているなど、法定代理人を保証人として立てられないやむを得ない事情がある場合はご相談ください。

※3) 世帯の収入を証明する書類

- ・「世帯の収入」とは、父母双方の収入、またはこれに代わって家計を支えている人の収入をいいます。具体的には、次のとおりです。
 - ① 両親がいる世帯の場合は、父母双方の収入の合計。
 - ② 母子または父子世帯の場合は、母または父の収入。
 - ③ 父母に代わる人が家計を支えている世帯の場合は、その人の収入。
- ・上記の人について、「収入を証明する書類」として次の書類を提出してください。
市区町村が発行する令和8年度（令和7年分）所得課税証明書等

※4) 世帯の扶養状況が確認できる書類

- ・申請者及び申請者以外の兄弟姉妹の被扶養状況を確認するため、給与所得者の場合は源泉徴収票の写しを、事業所得者や給与所得者のうち確定申告をした人は、確定申告書（控）の写しを提出してください。

※5) (8)、(10) の書類は、該当される方のみ、提出してください。

なお、(8)に関連して、生活保護受給世帯の方から申請書を受理した場合は、当該福祉事務所に当該申請者の貸付予定額の報告と保育士修学資金貸付に対する意見書の依頼を行います。

◆3 選考方法

I 高校の推薦

高校において、家庭の経済状況、学業優秀、レポートの内容、他の給付型奨学金の利用状況等の観点から、推薦に必要な採点を行った後、高校の推薦を受けた方の申請書が、香川県社会福祉協議会に送付されます。

II 香川県社会福祉協議会での選考

各高校からの推薦を経て、香川県社会福祉協議会に設置する「香川県保育士修学資金貸付対象者審査委員会」にて、家庭の経済状況、学業優秀、レポートの内容、他の給付型奨学金の利用状況等、総合的な審査を行い決定します。

審査の結果、貸付が適切とされた場合、貸付内定します。

次年度に香川県内の養成施設に入学された場合(貸付要件)、内定していた貸付を貸付決定します。

III 結果通知

香川県社会福祉協議会は、高校から推薦のあったすべての方に、選考結果を通知します。あわせて、推薦をお願いした高校へは、当該高校から推薦のあった方の選考結果を一覧にしてお知らせします。

採否にかかわらず、香川県社会福祉協議会に提出された書類は返却しませんが、本会が定める個人情報の取扱いに基づき、適切な処理をさせていただきます。

IV その他

貸付決定までに、高校から推薦のあった方が要件に該当しなくなった場合や、事故等の特別な理由から貸付けが不可能となった場合には、速やかに、香川県社会福祉協議会に連絡してください。

高校に対して、審査のため必要な場合、高等教育の修学支援新制度の利用状況等の個人情報を照会しますのでご了承ください。

連絡先：香川県社会福祉協議会 香川県福祉人材センター 保育士修学資金貸付担当

電話番号 087-833-0250、FAX 087-861-5622

◆4 貸付の手続き

高校生事前募集で修学資金の貸付内定を受けた方のそれ以降の貸付手続等については、次のとおりです。

- ①次年度に香川県内の養成施設に入学された後、5月に在学証明書を提出していただきます。
貸付要件が満たされたことにより、高校生事前募集で内定していた貸付を貸付決定します。
- ②その後は、以下のとおり貸付面談や修学資金の交付等を行います。

I 借用書等の提出

修学資金の貸付決定を受けた方は、8月中に面談を行い、貸付に係る説明を受けた後、香川県社会福祉協議会の指導に従い、「保育士修学資金振込口座申請書」（運営要領 様式第4号）、決定した全額についての「保育士修学資金借用書」（様式第5号）等を提出してください。

II 修学資金の交付

修学資金の交付は、原則年2回（卒業年度においては原則3回）とし、「保育士修学資金振込口座申請書」で申請のあった口座へ振り込みます。

なお、振込みは、在学証明書等で在学の確認ができた方を対象とさせていただきますので、各回の振込み前には在学証明書等の提出をお願いします。

III 貸付契約の解除

修学資金を借り受けている方が、次のいずれかに該当する場合は、修学資金の貸付契約を解除します。

- 運営要領第2貸付対象等に規定する者でなくなったとき。
- 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- 学業の成績及び素行が著しく不良になったと認められるとき。
- 死亡したとき。
- その他修学資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

IV 出席状況の確認

年1回、出席状況のわかる書類又は成績通知書の写し若しくは成績証明書の提出をお願いします。

【高校生事前募集の場合】

＜貸付までのおおまかなスケジュール＞

(今年度)

○8月～9月・・・・申請受付

○10月・・・・審査

○11月・・・・内定通知等発送

(以下は次年度)

○5月・・・・県内養成施設の在学証明書の提出後、内定していた貸付を貸付決定します。

○8月・・・・貸付決定者の契約面談（養成施設等にて実施）

※面談には、申請者、連帯保証人2名の全員に同席をお願いしています。

○9月・・・・前期分の貸付金送金

○10月・・・・在学証明書の提出後、後期分の貸付金送金

◆5 修学資金の返還免除

次のような場合には、返還金の全部または一部が免除されます。

I 返還の当然免除

養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、かつ、次の要件のいずれかに該当する場合、返還を免除することができます。

- 香川県内の保育所、認定こども園、預かり保育を常時実施している幼稚園等（※）において、5年間、業務に従事したとき。（ただし、過疎地域、離島及び中山間地域等において業務に従事した場合、または、入学時に45歳以上の方で、離職して2年以内の方が業務に従事した場合の従事期間は3年間とします。）

※返還が免除される保育所等については、県の「香川県保育学生修学支援事業運営要領」の第11に記載されておりますが、詳しくは、香川県社会福祉協議会にお問合せください。

- 香川県内の保育所等において、勤務している間に、業務上の事由により死亡し、又は、業務に起因する心身の故障により業務に従事することができなくなったとき。

II 返還の裁量免除

次の要件のいずれかに該当し、相続人または連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が難しい場合、返還の債務の全部または一部を免除することができます。

- 死亡し、又は障害により修学資金を返還することができなくなったとき 返還の債務の全部または一部
- 長期間所在不明となっている場合等、修学資金を返還させることが困難であると認められるとき 返還の債務の全部または一部
- 香川県内において2年以上業務に従事したとき 返還の債務の一部

III その他

公務員の人事異動等により、行政事務等の保育士業務以外の業務に従事したときや、預かり保育を実施していない幼稚園に異動になった場合は、その時点において、返還義務が生じることになりますので、ご注意ください。

◆6 修学資金の返還

I 返還

修学資金の返還は、次のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合は除きます。）に、運営要領の第12により、返還を行わなければなりません。

- 運営要領の第8の規定により修学資金の貸付契約が解除されたとき。
- 養成施設卒業後1年以内に保育士登録簿に登録せず、又は香川県の区域で運営要領の第11の(1)に規定する業務に従事しなかったとき。
- 香川県の区域内において、運営要領の第11の(1)に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。
- 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により運営要領の第11の(1)に規定する業務に従事できなくなったとき。

II 返還の当然猶予

修学資金を借り受けた方は、運営要領の第8の規定により、修学資金の貸付を取り消された後も引き続き養成施設に在学している期間は、修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けることができます。

III 返還の裁量猶予

修学資金を借り受けた方が、次のいずれかに該当する場合は、これらの事由が継続している期間、履行期限がまだ到来していない修学資金の返還の債務の履行を猶予することができます。

- 香川県の区域で運営要領の第11の(1)に規定する業務に従事しているとき
- 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない理由があるとき

IV 返還猶予の申請

返還の猶予を受けようとする方は、「保育士修学資金返還猶予申請書」（運営要領の様式第10号）に、次に掲げる書類を添えて香川県社会福祉協議会に提出してください。

- 就学による場合にあっては、養成施設の長の発行する在学証明書
- 就業による場合にあっては、業務に従事する施設又は団体の長が証明した「保育等業務従事届」（運営要領の様式第11号）
- 上記以外の場合にあっては、申請の理由を証明する書類

V 延滞利子

修学資金を借受けた方は、正当な理由がなく修学資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3%の割合で計算した延滞利子を納めなければなりません。

規 程 集

- 香川県保育学生修学支援事業運営要領・・・・・・・・・・ 12～43
- 保育士修学資金の貸付け等について（抜粋）・・・・・・ 44
- 保育士修学資金貸付等制度の運営について（抜粋）・・・・ 45～46

第1 目的

香川県保育士修学資金貸付事業に係る社会福祉法人香川県社会福祉協議会における事務処理要領を定め、当該事業の円滑な運営に資することを目的とする。

第2 貸付対象等

- 1 保育士修学資金貸付の対象となる者（以下「貸付対象者」という。）は、原則として、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 18 条の 6 に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）に在学している者であり、かつ、香川県に住民登録している者又は養成施設の学生となった前年度に香川県内で住民登録をしていた者であるとともに、卒業後香川県の区域（国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。以下同じ。）において、第 11 の（1）に規定する業務に従事しようとする者とする。
- 2 本修学資金の貸付は、優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から真に貸付が必要と認められる者（当該要件については、独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年法律第 94 号）第 14 条第 1 項に規定する第二種学資貸与金における家計基準に該当することとする。）について行うものであり、選定にあたっては当該養成施設から推薦を求めること等により公正かつ適切に行うものとする。ただし、貸付対象者の推薦を養成施設へ求める場合にあっては、不当に特定の養成施設に貸付対象者が偏ることのないよう留意するとともに、適正な推薦を受ける観点から、常日頃から養成施設との密接な連携を図るものとする。

また、養成施設への入学前に貸付対象者の選定を行う場合には、養成施設への入学選考前に貸付内定を通知するよう努めること。
- 3 第 6 の 2 に規定する養成施設に在学する期間における生活費の一部の加算（以下「生活費加算」という。）については、貧困が親から子へ連鎖する「貧困の連鎖」の防止の観点から、生活保護世帯など経済的に困窮する世帯の子どもの社会的・経済的自立を実現するため、生活の安定に資する資格取得を支援するものであるので、次のいずれかに該当する者を貸付対象者とする。
 - （1）貸付申請時に生活保護受給世帯の者
 - （2）貸付申請時の前年度又は当該年度において次のいずれかの措置を受けた世帯の者
 - ① 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 295 条第 1 項に基づく市町村民税の非課税
 - ② 地方税法第 323 条に基づく市町村民税の減免
 - ③ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 89 条又は第 90 条に基づく国民年金の掛金の減免
 - ④ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 77 条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予
- 4 第 11 号の（1）に規定する中高年離職者については、離職証明等の客観的判断の可能な書類で離職状況を確認する。

第3 貸付申請

- 1 修学資金の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、保育士修学資金貸付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて香川県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に養成施設または高校（以下「養成施設等」という。）を経て提出しなければならない。
 - （1）世帯に関する届出書（様式第1号の2）
 - （2）誓約書（様式第2号）
 - （3）推薦書（様式第3号）
 - （4）レポート（200字以上400字以下、様式は任意）
 - （5）住民票（（申請者及び申請者と生計を一にする世帯員の住民票（謄本）と連帯保証人（住民票抄本））
 - （6）世帯の収入を証明する書類（市区町村が発行する所得課税証明書）
 - （7）世帯の扶養状況を確認する書類（源泉徴収票の写しまたは確定申告書の写し）
 - （8）貸付申請者の家庭が、生活保護受給世帯又は生活保護受給世帯に準ずる経済状況であることを証明する次のいずれかの書類（該当する場合のみ）
 - ①福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書
 - ②第2の3の（2）の①を証明する書類
 - ③第2の3の（2）の②を証明する書類
 - ④第2の3の（2）の③を証明する書類
 - ⑤第2の3の（2）の④を証明する書類
 - （9）高校が作成する貸付申請者の評価書類（調査書、内申書等）（高校生事前募集の場合のみ）
 - （10）その他会長が必要と認める書類（該当する場合のみ）
- 2 生活保護受給世帯の者の申請を受理した場合は、当該福祉事務所長に当該申請者の貸付予定額の報告と保育士修学資金貸付に対する意見書の依頼をすることとする。

第4 連帯保証人

- 1 申請者は、独立の生計を営む成年者の連帯保証人2名を立てなければならない。そのうち1名は香川県内に居住する者でなければならない。
- 2 申請者が未成年者である場合には、連帯保証人のうち1名は申請者の法定代理人でなければならない。ただし、貸付を受けようとする者が児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくは児童自立生活援助事業所に入所している児童又は里親若しくはファミリーホームに委託中の児童であって、法定代理人を保証人として立てられないやむを得ない事情がある場合、児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は児童相談所長）の意見書等により、貸付を行うことで申請者の修業環境の確保が図られる場合には、保証人は法定代理人以外の者でも差し支えない。
- 3 連帯保証人は、申請者と連帯して債務を負担する。

第5 貸付内定及び貸付決定の通知等

会長は、貸付の内定及び貸付の決定をしたときは、養成施設等を経て申請者に通知する。

第6 貸付の方法

- 1 貸付期間は、原則、第5の貸付決定日の属する年度の4月から2年間とするが、貸付決定日の属する年度が正規の修学期間の最終年度の場合は、学費相当分（毎月 50,000 円以内）の1年間に相当する額を貸付するものとする。ただし、病気等真にやむを得ない事情によって留年した期間はこの期間に含めるものとする。また、正規の修学期間が2年間を超える養成施設に在学している場合は、2に掲げる額のうち学費相当分（毎月 50,000 円以内）の2年間に相当する金額の範囲内であれば正規の修学期間を貸付期間とすることができる。
- 2 貸付額は、毎月 50,000 円以内とし、無利息で貸付する。ただし、当該養成施設に入学した日の属する月の初日から1年（当該養成施設の正規の修学期間が4年の場合にあつては、2年）を経過する日までの間に初回の貸付を受ける場合に限り、当該初回の貸付に入学準備金として200,000 円以内を加算することができるものとする。また、最終貸付時（正規の修学期間が2年を超える養成施設に在学している学生にあつては、卒業年度の3月）に就職準備金として200,000 円以内を貸付けることができるものとする。さらに、第2の3に規定する生活費加算については、1月当たり、貸付対象者の貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額のうち、貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内を加算することができるものとする。ただし、学費相当分（毎月 50,000 円以内）の貸付を行わずに、生活費加算分のみの貸付を行うことはできない。また、生活費加算と生活保護の支給を同時に受けることはできない。

第2の対象者であつて月額の貸付を受けていない者に対しては、最終学年の開始時（4年制の場合は4年開始時、2年制の場合は2年開始時）に、就職準備金のみ貸付けを行うことができるものとし、その場合の貸付額は、200,000 円以内とする。
- 3 修学資金の交付は原則年2回（卒業年度においては原則年3回）とし、第7で提出のあつた口座へ振込みを行う。なお、修学資金の交付に当たっては、在学証明書等をもって交付するものとする。

第7 借用書等

修学資金の貸付決定を受けた者（以下「借受人」という。）は、別に定める期間までに、保育士修学資金振込口座申請書（様式第4号）及び決定した全額についての保育士修学資金借用書（様式第5号）を会長に提出しなければならない。

第8 貸付契約の解除

会長は、借受人が次のいずれかに該当したときは、修学資金の貸付契約を解除するものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- (3) 学業の成績及び素行が著しく不良になつたと認められるとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) その他修学資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

第9 貸付の休止

会長は、借受人が休学したときは、復学した日の属する月までの期間、修学資金の貸付を行わないものとする。

第 10 休学等

借受人が、休学、停学、復学、留年及び退学した場合は、直ちに休学・停学・復学・留年・退学届（様式第 6 号）を会長に提出しなければならない。

第 11 返還の債務の当然免除

借受人は、次のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務の免除を受けることができるものとする。

- (1) 養成施設を卒業した日から 1 年以内に法第 18 条の 18 の保育士登録を行い、香川県の区域（国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とする。以下同じ。）内の保育所児童の保護等、「保育士修学資金貸付等制度の運営について」（こ成基第 19 号こども家庭庁成育局長通知令和 5 年 6 月 7 日）の 7 の（1）の②に定める施設等において児童の保護等に従事し、かつ、5 年間（過疎地域、離島若しくは中山間地域等において当該業務に従事した場合又は入学時に 45 歳以上の者であって離職して 2 年以内の者（以下「中高年離職者」という。）が当該業務に従事した場合にあっては 3 年間）引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）これらの業務に従事したとき。

ただし、従事先施設等の法人における人事異動等により、修学資金の貸付を受けた者の意思によらず、香川県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

- (2) (1) で規定する従事期間内に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障により業務に従事することができなくなったとき。

第 12 返還

修学資金の返還は、次のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合は除く。）に、会長が定める金額を、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して会長が定める期間（第 14 又は第 15 の規定により返還の債務の猶予をされたときは、その期間に当該猶予期間を加えた期間）内に行わなければならない。

- (1) 第 8 の規定により修学資金の貸付契約が解除されたとき。
- (2) 養成施設卒業後 1 年以内に保育士登録簿に登録せず、又は香川県の区域で第 11 の(1)に規定する業務に従事しなかったとき。
- (3) 香川県の区域内において、第 11 の(1)に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。
- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により第 11 の(1)に規定する業務に従事できなくなったとき。

第 13 返還の方法等

- 1 修学資金の返還は、月賦又は半年賦の均等払い方式によるものとする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。
- 2 第 12 の(1)から(3)に掲げる事由が生じたことにより修学資金を返還しなければならなくなった者は、その事由が生じた日（免除又は猶予の申請をしている場合にあっては、その申請の決定を受けた日）から 15 日以内に保育士修学資金返還計画申請書（様式第 7 号）を会長に提出しな

ければならない。

第 14 返還の当然猶予

借受人は、第 8 の規定により修学資金の貸付を解除された後も引き続き当該養成施設に在学している期間は、修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けることができるものとする。

第 15 返還の裁量猶予

会長は、借受人が次のいずれかに該当する場合は、当該掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない修学資金の返還の債務の履行を猶予することができるものとする。

- (1) 香川県の区域で第 11 の(1)に規定する業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない理由があるとき。ただし、「その他やむを得ない理由」とは、例えば、育児休業等により第 11 の(1)に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であること。

第 16 返還の債務の裁量免除

会長は、借受人が次のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）を当該各号に定める範囲内において、免除することができるものとする。

- (1) 死亡し、又は障害により貸付を受けた修学資金を返還することができなくなったときは返還の債務の全部又は一部。ただし、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限る。
- (2) 長期間所在不明となっている場合等、修学資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から 5 年以上経過したときは、返還の債務の全部又は一部。ただし、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限る。
- (3) 香川県の区域内において 2 年以上第 11 の(1)に規定する業務に従事したとき、返還の債務の一部

第 17 裁量免除の額

- 1 裁量免除の額は、香川県の区域内で第 11 の(1)に規定する業務に従事した月数を、貸付けを受けた月数の 2 分の 5（過疎地域、離島若しくは中山間地域等において当該業務に従事した者又は中高年離職者（以下「中高年離職者等」という。）については 2 分の 3）に相当する月数で除して得た数値（この数値が 1 を超えるときは、1 とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。
- 2 就職準備金のための貸付けを行った場合の裁量免除の額は、香川県の区域内において、第 11 の(1)に規定する業務に従事した月数を、60（中高年離職者等については 36）で除して得た数値（この数値が 1 を超えるときは、1 とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

第 18 免除又は猶予の申請

- 1 返還の免除を受けようとする者は、保育士修学資金返還免除申請書（様式第 8 号）に、次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1)業務に従事した施設又は団体の長の発行する保育等業務従事期間証明書（様式第 9 号）
- (2)死亡、離職、災害、疾病等による場合にあっては、その状況を証する書類
- 2 返還の猶予を受けようとする者は、保育士修学資金返還猶予申請書（様式第 10 号）に、次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。
 - (1)就学による場合にあっては、養成施設の長の発行する在学証明書
 - (2)就業による場合にあっては、業務に従事する施設又は団体の長が証明した保育等業務従事届（様式第 11 号）
 - (3)(1)又は(2)以外の場合にあっては、申請の理由を証明する書類
- 3 会長は、返還の免除又は猶予を決定したときは、その旨を申請者に通知する。

第 19 延滞利息

借受人は、正当な理由なく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 3 パーセントの割合で計算した延滞利息を納めなければならない。

ただし、当該延滞利息が払込の請求及び督促を行うための経費等、当該延滞利息を徴収するために要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利息を債権として調定しないことができるものとする。

第 20 従事期間

- 1 第 11 の(1)及び第 16 の(3)に規定する従事期間（以下「従事期間」という。）を計算する場合においては、原則として月数によるものとする。
- 2 従事期間を計算する場合においては、香川県の区域で第 11 号の(1)に規定する業務に従事することとなった日の属する月から従事しなくなった日の属する月までを算入するものとする。
- 3 借受人は、従事期間の確認のため、毎年度、保育等業務従事届（様式第 11 号）を会長に提出しなければならない。

第 21 届出等義務

借受人が、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに当該届を会長に提出しなければならない。

- (1)修学資金の貸付を辞退するとき 保育士修学資金貸付辞退届（様式第 12 号）
- (2)氏名又は住所を変更したとき 氏名・住所変更届（様式第 13 号）
- (3)保育士の登録をしたとき 保育士登録届（様式第 14 号）
- (4)従事先が変更になったとき 保育士業務従事先変更届（様式第 15 号）
- (5)借受人が従事期間中に休職又は復職したとき（様式第 16 号）
- (6)借受人が死亡したとき 借受人死亡届（様式第 17 号）
- (7)連帯保証人を変更したとき 連帯保証人変更申請書（様式第 18 号）

第 22 書類の経由

この要領により会長に提出する書類は、その長を経由しなければならない。

第23 その他

香川県社会福祉協議会は、この要領の趣旨を逸脱しない範囲において、地域の実情に即した効率的かつ効果的な運営を行って差し支えないものとする。

附 則

この要領は、平成27年6月25日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年5月31日に施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日に施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年7月1日に施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年6月11日に施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年7月10日に施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年9月2日に施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年5月26日に施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月26日に施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月25日に施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年6月9日に施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年7月10日に施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年3月26日に施行し、令和6年12月17日から適用する。

ただし、第6及び第17の2の改正規定は、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月23日に施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和8年3月31日に施行し、令和8年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和8年8月13日に施行し、令和8年8月1日から適用する。

各 種 様 式

【様式第1号】

保育士修学資金貸付申請書（高校生事前募集用）

年 月 日

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会会長 様

フリガナ				生年月日	
申請者氏名	印			年 月 日 (歳)	
住 所	〒 -				
電 話 番 号	〔自宅〕 () -			〔携帯〕 -	
在 学 校 名	高 校 科 コース		卒業予定年月	年 月	
進学予定の 養成施設名			入学予定年月	年 月	
			卒業予定年月	年 月	
種 別	保育士				
高等教育の 修学支援新 制度の対象	対象者である・対象者でない・申請中			区分	第 区分 (/ 3)
	授業料等減免金額 (年額)	授業料: 円		入学金:	円
	減免後の自己負担額 (年額)	授業料: 円		入学金:	円
貸 付 期 間 及 び 貸付申請額	年 月 日から 年 月 日まで か月間				
	月 額	円 (5万円以内)			
	生活費加算額	円 (下記参照)			
	入 学 準 備 金	円 (20万円以内)			
	就 職 準 備 金	円 (20万円以内)			
	総 額	円			
他の奨学金・ 給付金等の 利用状況 (有・無)	名称	利用期間	年額	状況	
	高等教育の修学支援新 制度(給付型奨学金)	年 月～ 年 月	円	申請中・受給中	
				卒業後返還 (不要)	
		年 月～ 年 月	円	申請中・受給中・返済中	
				卒業後返還 (必要・不要)	
		年 月～ 年 月	円	申請中・受給中・返済中	
卒業後返還 (必要・不要)					

【生活保護受給世帯等への生活費加算額等について】

申請者居住地	生活費加算額 (※)
高松市	2級地-1の年齢区分に応じた生活扶助基準 (第1類) の額
丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、 直島町、宇多津町、琴平町、多度津町	3級地-1の年齢区分に応じた生活扶助基準 (第1類) の額
さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、 小豆島町、三木町、綾川町、まんのう町	3級地-2の年齢区分に応じた生活扶助基準 (第1類) の額

(※)生活費加算額

◆加算額は、各年度の4月1日現在の基準を適用する。

◆高等教育の修学支援新制度の給付型奨学金との併願は可とするが、生活費加算額の併用は不可。

【連帯保証人1】申請者と別生計を営む者

フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)
氏 名			
申請者との続柄			
住 所	〒 —		
電 話 番 号	[自宅] () —	[携帯]	— —
職 業			
所 得 金 額 (昨年1年間)			

【連帯保証人2】申請者の法定代理人等

フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)
氏 名			
申請者との続柄			
住 所	〒 —		
電 話 番 号	[自宅] () —	[携帯]	— —
職 業			
所 得 金 額 (昨年1年間)			

(注1) 独立の生計を営む成年者の連帯保証人2人を立てること。そのうち1名は香川県内に居住する者とする。ただし、申請者が未成年者である場合には、連帯保証人のうち1名は申請者の法定代理人でなければならない。

(注2) 次の書類を添付すること。

- ①世帯に関する届出書(様式第1号の2)
- ②誓約書(様式第2号)
- ③推薦書(様式第3号) ※養成施設等が作成
- ④レポート(200字以上400字以下、様式は任意、手書き)
- ⑤住民票(申請者及び申請者と生計を一にする世帯員の住民票(謄本)と連帯保証人(住民票抄本))
- ⑥世帯の収入を証明する書類(市区町村が発行する所得課税証明書)
- ⑦世帯の扶養状況を確認する書類(源泉徴収票の写しまたは確定申告書の写し)
- ⑧貸付申請者の家庭が、生活保護受給世帯又は生活保護受給世帯に準ずる経済状況であることを証明する下記のいずれかの書類(該当する場合のみ)
 - ・福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書
 - ・地方税法第295条第1項に基づく市町村民税が非課税であることを証明する書類
 - ・地方税法第323条に基づく市町村民税の減税があることを証明する書類
 - ・国民年金法第89条又は第90条に基づく国民年金の掛金が減免されることを証明する書類
 - ・国民健康保険法第77条の基づく保険料の減免又は徴収の猶予があることを証明する書類
- ⑨高校が作成する貸付申請者の評価書類(調査書、内申書等)(高校生事前募集の場合のみ)
- ⑩その他会長が必要と認める書類(該当する場合のみ) ※個別に対応します。

【様式第1号】

保育士修学資金貸付申請書（在学生募集用）

年 月 日

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会会長 様

フリガナ			生年月日	
申請者氏名	印		年 月 日 (歳)	
住 所	〒 —			
電 話 番 号	〔自宅〕 () —		〔携帯〕 — —	
養成施設名			入 学 年 月	年 月
			卒業予定年月	年 月
種 別	保育士			
高等教育の 修学支援新 制度の対象	対象者である・対象者でない・申請中		区分	第 区分 (/ 3)
	授業料等減免金額 (年額)	授業料: 円	入学金: 円	
	減免後の自己負担額 (年額)	授業料: 円	入学金: 円	
貸 付 期 間 及 び 貸付申請額	年 月 日から 年 月 日まで か月間			
	月 額	円 (5万円以内)		
	生活費加算額	円 (下記参照)		
	入 学 準 備 金	円 (20万円以内)		
	就 職 準 備 金	円 (20万円以内)		
	総 額	円		
他の奨学金・ 給付金等の 利用状況 (有・無)	名称	利用期間	年額	状況
	高等教育の修学支援新 制度(給付型奨学金)	年 月～ 年 月	円	申請中・受給中
				卒業後返還(不要)
		年 月～ 年 月	円	申請中・受給中・返済中
				卒業後返還(必要・不要)
	年 月～ 年 月	円	申請中・受給中・返済中	
			卒業後返還(必要・不要)	

【生活保護受給世帯等への生活費加算額等について】

申請者居住地	生活費加算額(※)
高松市	2級地-1の年齢区分に応じた生活扶助基準(第1類)の額
丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、直島町、宇多津町、琴平町、多度津町	3級地-1の年齢区分に応じた生活扶助基準(第1類)の額
さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、綾川町、まんのう町	3級地-2の年齢区分に応じた生活扶助基準(第1類)の額

(※)生活費加算額

◆加算額は、各年度の4月1日現在の基準を適用する。

◆高等教育の修学支援新制度の給付型奨学金との併願は可とするが、生活費加算額の併用は不可。

裏面につづく

【連帯保証人 1】申請者と別生計を営む者

フリガナ			生年月日	年 月 日 (歳)	
氏 名					
申請者との続柄					
住 所	〒 —				
電 話 番 号	〔自宅〕 () —		〔携帯〕 — —		
職 業					
所 得 金 額 (昨年1年間)					

【連帯保証人 2】申請者の法定代理人等

フリガナ			生年月日	年 月 日 (歳)	
氏 名					
申請者との続柄					
住 所	〒 —				
電 話 番 号	〔自宅〕 () —		〔携帯〕 — —		
職 業					
所 得 金 額 (昨年1年間)					

(注1) 独立の生計を営む成年者の連帯保証人2人を立てること。そのうち1名は香川県内に居住する者とする。ただし、申請者が未成年者である場合には、連帯保証人のうち1名は申請者の法定代理人でなければならない。

(注2) 次の書類を添付すること。

- ①世帯に関する届出書（様式第1号の2）
- ②誓約書（様式第2号）
- ③推薦書（様式第3号）※養成施設等が作成
- ④レポート（200字以上400字以下、様式は任意、手書き）
- ⑤住民票（申請者及び申請者と生計を一にする世帯員の住民票（謄本）と連帯保証人（住民票抄本））
- ⑥世帯の収入を証明する書類（市区町村が発行する所得課税証明書）
- ⑦世帯の扶養状況を確認する書類（源泉徴収票の写しまたは確定申告書の写し）
- ⑧貸付申請者の家庭が、生活保護受給世帯又は生活保護受給世帯に準ずる経済状況であることを証明する下記のいずれかの書類（該当する場合のみ）
 - ・福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書
 - ・地方税法第295条第1項に基づく市町村民税が非課税であることを証明する書類
 - ・地方税法第323条に基づく市町村民税の減税があることを証明する書類
 - ・国民年金法第89条又は第90条に基づく国民年金の掛金が減免されることを証明する書類
 - ・国民健康保険法第77条の基づく保険料の減免又は徴収の猶予があることを証明する書類
- ⑨高校が作成する貸付申請者の評価書類（調査書、内申書等）（高校生事前募集の場合のみ）
- ⑩その他会長が必要と認める書類（該当する場合のみ）※個別に対応します。

【様式第1号の2】

世帯に関する届出書

申請者氏名

㊞

1 世帯に関すること

世帯人員	()人	☐ 本人 ☐ 父 ☐ 母 ☐ 兄弟姉妹 ()人 ☐ 祖父母 ()人 ☐ その他 ()				
障害者の有無		☐ 無 ☐ 有：人数 ()人 ＊「有」の場合は、身体障害者手帳等をコピーのうえ、封書にして添付してください。				
修学中の家族の状況	本人との続柄	氏名	年齢	在学している学校（就学前の場合は未選択）	国公立・私立の別	通学形態
				小・中・高・高専(年)・短大・大学・大学院・専修(高等課程・専門課程)・他()	国公立・私立	自宅・自宅外
				小・中・高・高専(年)・短大・大学・大学院・専修(高等課程・専門課程)・他()	国公立・私立	自宅・自宅外
				小・中・高・高専(年)・短大・大学・大学院・専修(高等課程・専門課程)・他()	国公立・私立	自宅・自宅外
				小・中・高・高専(年)・短大・大学・大学院・専修(高等課程・専門課程)・他()	国公立・私立	自宅・自宅外
＊本人を除く、就学中・就学前の子について記入してください。						

2 収入に関すること

ふりがな氏名		父	☐ 給与収入：源泉徴収票の写しを添付 ☐ 年金収入：年金振込通知・額改定通知の写しを添付 ☐ 給与・年金以外：確定申告書の写しを添付 ☐ その他：(具体的に) ☐ 無
ふりがな氏名		母	☐ 給与収入：源泉徴収票の写しを添付 ☐ 年金収入：年金振込通知・額改定通知の写しを添付 ☐ 給与・年金以外：確定申告書の写しを添付 ☐ その他：(具体的に) ☐ 無
ふりがな氏名		父母に代わる家計支持者 (父母の収入の記載がない場合)	☐ 給与収入：源泉徴収票の写しを添付 ☐ 年金収入：年金振込通知・額改定通知の写しを添付 ☐ 給与・年金以外：確定申告書の写しを添付 ☐ その他：(具体的に) ☐ 無

3 支出に関すること（対象期間：申請日の前年の1月～12月）

長期療養者の有無	☐ 無 ☐ 有：療養のために経常的に必要な1年間の支出 ()万円 ＊医療費の領収書などのコピーを添付してください。
主たる家計支持者の別居の有無	☐ 無 ☐ 有：別居による家賃、光熱水費などの1年間の実費 ()万円 ＊別居による家賃、光熱水費など、自己負担した費用の領収書のコピーを添付してください。会社等で負担される分は除きます。
火災・風水害・盗難等の被害の有無	☐ 無 ☐ 有：長期(2年以上)にわたる支出の増加、収入の減少がある場合、その1年分の金額 ()万円 ＊被害を受けたことの証明書（罹災証明書、盗難届の証明書など）と被害により生じた実費を証明する領収書のコピーを添付してください。ただし、保険や損害賠償等によって補てんされた分は除きます。

4 その他（申込みにあたり、特に説明を要することがあれば記載してください。）

--

誓 約 書

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会会長 様

保育士修学資金を借入するにあたり、香川県保育士修学資金貸付事業運営要領を守り、学生としての品位を保つことはもちろん、卒業後は、香川県内で保育士として業務に従事するとともに、届出その他義務について誠実に履行することを誓約します。

また、万が一、貸付金額返還の債務が生じたときは、期限内に確実に返還いたします。

年 月 日

〔申請者〕

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

なお、香川県保育士修学資金の貸付については、次の者が連帯保証人として借入金返還の債務を申請者と連帯して負担することを本人より同意を得ています。

※申請者が記入すること

〔連帯保証人1〕

住 所 _____

氏 名 _____

〔連帯保証人2〕

住 所 _____

氏 名 _____

推薦書（高校生事前募集用）

年 月 日

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会会長 様

推薦を受ける者の 氏 名			
高 校 名 (学科・コース名)			
学 年	年 月 入学	第 学年	
点 数	合計 点 (内訳) ①家庭の経済状況 点 ②学業優秀 点 ③県内での就業意思 点 ④他の給付型奨学金等の利用状況 点 ⑤生活困窮者 点		
所 見 推 薦 理 由 (人物・成績等)			

上記の者は、保育士修学資金の貸付を受ける者として適当であると認められるので推薦します。

高等学校の所在地

高等学校の名称

高等学校の長の氏名

⑩

推薦書（在学生募集用）

年 月 日

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会会長 様

推薦を受ける者の 氏 名			
養成施設名 (名称・学部学科名)			
学 年	年 月 入学	第	学年
点 数	合計 点 (内訳) ①家庭の経済状況 点 ②学業優秀 点 ③県内での就業意思 点 ④他の給付型奨学金等の利用状況 点 ⑤生活困窮者 点		
所 見 推 薦 理 由 (人物・成績等)			

上記の者は、保育士修学資金の貸付を受ける者として適当であると認められるので推薦します。

養成施設等の所在地

養成施設等の名称

養成施設等の長の職名及び氏名

㊞

保育士修学資金振込口座（申込・変更）申請書

年 月 日

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会会長 様

私は、下記のとおり保育士修学資金振込口座を申請します。

貸 付 番 号		
振 込 先 金 融 機 関	金 融 機 関 名	銀行 信金 農協 信組
	支 店 名	
	預 金 種 別	普通預金 ・ 当座預金
	口 座 番 号	
	フ リ ガ ナ	
	口 座 名 義	

- （注） 1 振込先金融機関口座は、必ず借受人本人の名義の口座であること。
 2 振込先金融機関口座の通帳の写し、キャッシュカードの写し等、口座情報が分かるものを添付すること。

保育士修学資金借用書

年 月 日

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会会長 様

借受人は、下記のとおり保育士修学資金を借用いたしました。

ついては、香川県保育士修学資金貸付事業運営要領記載の遵守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なくその債務を履行いたします。

連帯保証人は、借受人が借用した修学資金の返還について、借受人と連帯してその返還の債務を負担いたします。

記

貸付総額				円也		貸付決定 番 号			
貸付総額 内訳				月 額		円			
				生活費加算額		円			
				入学準備金		円			
				就職準備金		円			
貸付期間				年 月 日から 年 月 日 (月間)					

〔借 受 人〕 住 所 _____
氏 名 _____ (印)

〔連帯保証人1〕 住 所 _____
氏 名 _____ (印)

〔連帯保証人2〕 住 所 _____
氏 名 _____ (印)

<借受人が未成年である場合>

〔法定代理人1〕 住 所 _____
氏 名 _____ (印)

〔法定代理人2〕 住 所 _____
氏 名 _____ (印)

〔裏面〕

- (注) 1 借受人、連帯保証人及び法定代理人の欄は、それぞれ本人が自署し、押印すること。
2 借受人及び連帯保証人は実印を押印し、その印鑑証明書を添付すること。但し、借受人が未成年の場合は、実印以外でも差し支えない。
3 初回の貸付決定後、退学等による辞退または裁量免除により貸付総額に変更が生じた場合は、速やかに本会へ届け出ること。変更後は、下記のとおり借用書を変更する。
4 この貸付けは、租税特別措置法第91条の3第2項の規定の適用により、印紙税が課されません。

【初回貸付決定額から変更が生じた場合】

保育士修学資金借用書（変更後）

貸付総額	円也		貸付決定番号
貸付総額 内訳	月 額	円	
	生活費加算額	円	
	入 学 金 準 備 金	円	
	就 職 金 準 備 金	円	
貸付期間	年 月 日から 年 月 日（ 月間）		

〔借 受 人〕 住 所 _____
氏 名 _____ (印)

〔連帯保証人1〕 住 所 _____
氏 名 _____ (印)

〔連帯保証人2〕 住 所 _____
氏 名 _____ (印)

<借受人が未成年である場合>

〔法定代理人1〕 住 所 _____
氏 名 _____ (印)

〔法定代理人2〕 住 所 _____
氏 名 _____ (印)

休学・停学・復学・留年・退学届

年 月 日

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会会長 様

下記の事項について届け出ます。

フリガナ			貸付決定番号
借受人氏名			印
住 所	〒 ー		
事 項	休学 ・ 停学 ・ 復学 ・ 留年 ・ 退学		
事項が発生した日	年 月 日		
期 間	[休学・停学] 年 月 日から 年 月 日 [復学] 年 月 日 [留年] 年次 (卒業予定年月日) 年 月 日		
事項が発生した理由			

.....

 上記のとおり相違ありません。

年 月 日

養成施設等の所在地

養成施設等の名称

養成施設等の長の職名及び氏名

印

保育士修学資金返還計画申請書

年 月 日

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会会長 様

下記により保育士修学資金を返還したいので申請します。

フリガナ		借受人との関係	貸付決定番号
申請人氏名	⑩		
住 所	〒 ー		
電 話 番 号	[自宅] () ー	[携帯] ー	ー
借受人氏名			
返 還 債 務 額	①借用総額	円	
	②返還免除を受けた金額	円	
	③返還すべき金額	円 (①－②)	
返 還 期 間	①貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで (月間)	
	②返還猶予を受けた期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	③返還期間	年 月 日から 年 月 日まで (月間)	
返 還 方 法 等	①返還方法	月 賦 ・ 半年賦	
	②返還回数	回	
	③1回の返還額	円 (最終回 円)	
返 還 事 由		返還事由の発生年月日 年 月 日 1 修学資金の貸付を取り消された 2 保育士業務に従事する意思がなくなった 3 保育士登録簿に登録できなかった 4 香川県内において保育士業務に従事しなくなった 5 保育士業務の業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなかった 6 返還の債務の返還猶予期間が終了した	

保育士修学資金返還免除申請書

年 月 日

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会会長 様

下記により保育士修学資金返還の免除を受けたいので申請します。

フリガナ			借受人との関係	貸付決定番号
申請人氏名	⑤			
住 所	〒 ー			
電 話 番 号	〔自宅〕 () ー		〔携帯〕 ー ー	
借受人氏名				
返 還 債 務 額	①借用総額	円		
	②既に返還免除を受けた金額	円		
	③返還済金額	円		
	④返還すべき金額	円 (①－②－③)		
期 間	①貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで (月間)		
	②返還猶予を受けた期間	年 月 日から 年 月 日まで (月間)		
返 還 債 務 の 免 除 申 請 額		円		
返 還 免 除 事 由 が 発 生 し た 日		年 月 日		
免 除 事 由		留意事項と添付書類		
1 保育士登録簿に登録したうえで、香川県内において保育士業務に5年間(過疎地域、離島及び中山間地域等において当該業務に従事した場合又は中高年離職者(入学時に従事した45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。)が当該業務に従事した場合にあっては、3年間)従事した		保育等業務従事期間証明書(様式第9号)		
2 保育士業務の業務上の事由による死亡、又は心身の故障のため当該業務を継続することができなくなった		保育等業務従事期間証明書(様式第9号) 下記欄に具体的に記載し、それを証明する書類		
3 保育士登録簿に登録したうえで、貸付期間以上に香川県内において保育士業務に従事した(5年未満)		保育等業務従事期間証明書(様式第9号) 下記欄に具体的に記載		
4 業務外の事由による死亡、又は心身の故障のため返還が困難となった		保育等業務従事期間証明書(様式第9号) 下記欄に具体的に記載し、それを証明する書類		
具 体 的 内 容				
就 業 の 状 況	従事施設等の名称	業務内容	保育等業務従事期間	

保育等業務従事期間証明書

年 月 日

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会会長 様

貸付決定番号		
フリガナ		生年月日
借受人氏名	印	年 月 日 (歳)
住 所	〒 ー	

上記の者は、次のとおり従事したことを証明します。

証 明 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで ・ 現 在	
従事先での職名	業務内容	従 事 期 間
		年 月 日 から 年 月 日
		年 月 日 から 年 月 日
		年 月 日 から 年 月 日

施設等の所在地

施設等の名称

施設等の長の職名及び氏名

印

(注) 複数の施設等で従事したときは、それぞれの施設毎に作成すること

保育士修学資金返還猶予申請書

年 月 日

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会会長 様

下記により保育士修学資金返還の猶予を受けたいので申請します。

フリガナ			貸付決定番号	
借受人氏名	印			
住 所	〒 —			
電 話 番 号	〔自宅〕 () —		〔携帯〕 — —	
返 還 債 務 額	①借用総額	円		
	②既に返還免除を受けた金額	円		
	③返還済金額	円		
	④返還すべき金額	円 (①－②－③)		
期 間	①貸付期間	年 月 日から	年 月 日まで	(月間)
	②今回の猶予申請期間	年 月 日から	年 月 日まで	(月間)
返 還 猶 予 事 由 が 発 生 し た 日		年 月 日		
猶 予 事 由			留意事項と添付書類	
1 貸付を取り消された後も引き続き養成施設等に在学している			在学証明書	
2 養成施設等を卒業後さらに他種の養成施設等に在学している			在学証明書	
3 香川県内において保育士業務に従事している			保育等業務従事届 (様式第11号)	
4 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還の履行が困難である			下記欄に具体的に記載し、それを証明する書類	
具 体 的 内 容				

保 育 等 業 務 従 事 届

年 月 日

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会会長 様

私は、下記のとおり指定の保育等業務に従事していることを届け出ます。

フリガナ		貸付決定番号
借受人氏名	㊞	
住 所	〒 —	
電 話 番 号	[自宅] () —	[携帯] — —
従 事 施 設 名 称		
施設所在地	〒 —	
業 務 内 容		
就 業 年 月 日	年 月 日 から 年 月 日まで / 現在まで	

.....
上記のとおり相違ありません。

年 月 日

施設等の所在地

施設等の名称

施設等の長の職名及び氏名

㊞

保育士修学資金貸付辞退届

年 月 日

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会会長 様

下記の事項について届け出ます。

フリガナ			貸付決定番号
借受人氏名			⑨
住所	〒 —		
電話番号	[自宅] () —	[携帯]	— —
辞退期日	年 月 日		
貸付決定額(1)	円		
これまでの辞退額(2)	円		
今回辞退する額(3)	円		
辞退額合計 (4) ((2) + (3))	円		
辞退後の貸付金額 (1) - (4)	円		
辞退理由 (該当する方に○印をして記入してください。)	1 高等教育の修学支援新制度について 年度(前期分、後期分)の授業料の自己負担額が 円から 円になったため、その差額を辞退する。 2 その他(具体的に理由を記入してください。)		

氏名・住所変更届

年 月 日

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会会長 様

下記の事項について変更があったので届け出ます。

フリガナ	貸付決定番号	
借受人氏名	印	
住 所	〒 —	
電 話 番 号	[自宅] () —	[携帯] — —
変更した者	借 受 人 ・ 連帯保証人	
変更年月日	年 月 日	
	変 更 前	変 更 後
氏 名		
住 所	〒 —	〒 —
電 話 番 号	[自宅] () —	[自宅] () —
	[携帯] — —	[携帯] — —
変 更 理 由		

- (注) 1 住所の変更があった場合は、住民票抄本（本籍地、マイナンバーは不要）を添付すること。
 2 氏名の変更があった場合は、戸籍抄本を添付すること。

保 育 士 登 録 届

年 月 日

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会会長 様

私は、下記のとおり保育士登録簿に登録されたので届け出ます。

フリガナ			貸付決定番号
借受人氏名	⑩		
住 所	〒 ー		
電 話 番 号	[自宅] () ー	[携帯] ー ー	
登録を受けた資格	保 育 士		
登録年月日	年 月 日		
登 録 番 号			

(注) 登録証の写し(A4版に複写)を添付すること。

保 育 士 業 務 従 事 先 変 更 届

年 月 日

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会会長 様

下記のとおり従事先を変更したので届け出ます。

フリガナ		貸付決定番号
借受人氏名	㊞	
住 所	〒 ー	
電 話 番 号	[自宅] () ー	[携帯] ー ー
従 事 施 設 名 称		
施設所在地	〒 ー	
業 務 内 容		
就 業 年 月 日	年 月 日 から	

.....
上記のとおり相違ありません。

年 月 日

施設等の所在地

施設等の名称

施設等の長の職名及び氏名

㊞

休職・復職届

年 月 日

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会会長 様

下記の事項について、届け出ます。

届出事項	届 出 内 容	
届出者氏名	フリガナ	貸付決定番号
住 所	〒 —	
電話番号	自宅 () —	携帯 () —
休 職	休職開始日	年 月 日
	休職終了予定日	年 月 日
復 職	復帰日	年 月 日
貸 付 期 間		年 月 日 ~ 年 月 日
(理由)		

(注) *必ず届出事項欄の「休職」又は「復職」に○を付けてください。

上記のとおりであることを証明します。

年 月 日

香川県社会福祉協議会会長 様

(従事先)

所在地 〒 —

名 称

管理者職名

氏 名

⑩

借 受 人 死 亡 届

年 月 日

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会会長 様

保育士修学資金の貸付を受けた者が死亡したので、証明書類を添えて届け出ます。

フリガナ			貸付決定番号
届出者氏名	印		
住 所	〒 ー		
電 話 番 号	[自宅] () ー	[携帯]	ー ー
借受人氏名			
借 受 人 との 関 係			
死亡年月日	年 月 日		
死 亡 時 の 状 況	1 養成施設等に在学していた 2 他種の養成施設等に在学していた 3 保育士業務に従事していた 4 保育士業務等以外の業務に従事していた 5 その他 ()		
死 亡 事 由			

(注) 死亡を証明できる書類を添付すること。

連帯保証人変更申請書

年 月 日

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会会長 様

下記のとおり連帯保証人を変更したいので関係書類を添えて申請します。

フリガナ				貸付決定番号	
借受人氏名		⑩			
住 所		〒 —			
電 話 番 号		〔自宅〕 () —		〔携帯〕 — —	
申 請 内 容	現 在	フリガナ			
		氏 名	⑩		
	新 た な 連 帯 保 証 人	フリガナ			
		氏 名	⑩		
		申請者との 続 柄			
		住 所	〒 —		
		電 話 番 号	〔自宅〕 () —		〔携帯〕 — —
		職 業			
		所 得 金 額 (昨年1年間)			
変 更 の 理 由					

借受人 が香川県社会福祉協議会から貸付を受けた保育士修学資金の返還をしなければならぬときは、借受人と連帯してその返還の債務を負担します。

〔新たな連帯保証人〕 氏 名 ⑩

(注) 新たな連帯保証人となる者の印鑑証明書、住民票、所得証明書を添付すること。

保育士修学資金の貸付け等について（抜粋）

第8 返還の債務の当然免除

都道府県知事等は、貸付対象者が次の各号の一に該当するに至ったときは、修学資金等の返還の債務を免除するものとする。

（1）保育士修学資金貸付

- ① 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、修学資金の貸付けを受けた都道府県等の区域（貸付けを受けた都道府県の区域内にある指定都市、貸付を受けた指定都市の属する都道府県を含む。また、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とし、東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。以下同じ。）以外の都道府県等において貸付けを受け、被災県において業務に従事する場合は、当該都道府県等及び当該被災県とする。以下同じ。）内の従事先施設等において児童の保護等に従事し、かつ、5年間（過疎地域、離島又は中山間地域等において当該業務に従事した場合又は中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。）が当該業務に従事した場合にあっては、3年間）引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、修学資金の貸付けを受けた者の意思によらず、貸付けを受けた都道府県等外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

- ② ①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

保育士修学資金貸付等制度の運営について（抜粋）

7 返還の債務の当然免除について

（１）保育士修学資金貸付

- ① 要綱第８の（１）の①に規定する「国立児童自立支援施設等」には、国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法（昭和22 年法律第164 号）第27 条第２項の委託を受けた施設、肢体不自由児施設「整肢療護園」及び重症心身障害児施設「むらさき愛育園」を含むものとする。
- ② 要綱第８の（１）の①に規定する「従事先施設」とは、次のアからコの施設等とする。
- ア 児童福祉法第６条の２の２第２項に規定する「児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設」、同条第３項に規定する「児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設」、第７条に規定する「児童福祉施設（保育所を含む）」、同法第１２条の４に規定する「児童を一時保護する施設」及び同法第１８条の６に規定する「指定保育士養成施設」
- イ 学校教育法（昭和22 年法律第26 号）第１条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの
- ・ 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
 - ・ ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設
- ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18 年法律第77 号以下「認定こども園法」という。）第２条第６項に規定する「認定こども園」
- エ 児童福祉法第６条の３第９項から第１２項までに規定する事業であって、同法第３４条の１５第１項の規定により市町村が行うもの及び同条第２項の規定による認可を受けたもの
- オ 児童福祉法第６条の３第１３項に規定する「病児保育事業」であって、同法第３４条の１８第１項の規定による届出を行ったもの
- カ 児童福祉法第６条の３第２項に規定する「放課後児童健全育成事業」であって、同法第３４条の８第１項の規定により市町村が行うもの及び同条第２項の規定による届出を行ったもの
- キ 児童福祉法第６条の３第７項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第３４条の１２第１項の規定による届出を行ったもの
- ク 児童福祉法第６条の３第２３項に規定する「乳児等通園支援事業」であって、同法第34 条の15 第１項の規定により市町村が行うもの及び同条第２項の規定による認可を受けたもの
- ケ 子ども・子育て支援法（平成２４年法律第6 5 号）第３０条第１項第４号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- コ 児童福祉法第６条の３第９項から第１２項までに規定する業務又は第３９条第１項に規定する業務を目的とする施設であって同法第３４条の１５第２項、第３５条第４項の認可又は認定こども園法第１７条第１項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの
- i) 児童福祉法第５９条の２の規定により届出をした施設
 - ii) i) に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設

- iii) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設
 - iv) 「看護職員確保対策事業等の実施について」（平成22年3月24日医政発0324第21号）に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設
 - v) 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設
 - サ 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」（令和5年6月27日こ成保第70号こども家庭庁成育局長通知）の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業
- ③ 1 要綱第8の（1）の①に規定する「過疎地域、離島若しくは中山間地域等」とは、次のアからコの地域等とする。
- ア 過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する区域又は同法の規定により過疎地域とみなされる区域をいう。）
 - イ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
 - ウ 奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島）
 - エ 豪雪地帯及び特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項に規定する豪雪地帯及び同条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯）
 - オ 辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地）
 - カ 振興山村（山村振興法 昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村）
 - キ 小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島）
 - ク 半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域）
 - ケ 特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域）
 - コ 沖縄の離島（沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島）
- ④ 保育士登録を行った者が要綱第8の（1）の①に規定する業務に従事することができなかった場合であって、養成施設卒業後1年以内に要綱第8の（1）の①に規定する職種以外の職種に採用された者については、都道府県知事が本人の申請に基づき要綱第8の（1）の①に規定する業務に従事する意思があると認めた場合、要綱第8の（1）の①及び第9の（2）に規定する「養成施設を卒業した日から1年以内」を「養成施設を卒業した日から2年以内」と読み替えて差し支えないこと。
- ⑤ 要綱第10の2の（2）に規定する「その他やむを得ない事由」は、例えば育児休業等により要綱第8の（1）の①に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であること。

